

## 災害時における児童引き取り方法

学校より緊急メールや電話を使って、各家庭に連絡をする。

◆緊急メールの内容

「東植田小学校の児童引き取りを行います。学校へお子さんを迎えるに来てください。  
代理をお願いしている場合は、引き取りの際、正確にお伝えください。」

◆電話連絡の内容

「東植田小学校の児童引き取りを行います。学校へお子さんを迎えるに来てください。」

引き取りのため学校に向かう。

◆引き取る方は、学校からの連絡を受けてから家を出てください。

◆原則として、保護者の方に引き取っていただくようお願いします。やむを得ない場合は、「児童引き渡しカード」によって事前に学校に登録されている代理の方に、引き取りを依頼してください。

学校に着いたら、担任に引き取る子どもの名前と間柄を告げて引き取る。

◆低学年に弟や妹のいる児童は、一番下の弟妹の教室に行って、その学級の担任の指示に従います。したがって、2人以上のお子さんを引き取られる方は、一番下のお子さんの教室にお越しください。

◆「○○の母です。」というように、はつきりと告げてください。

◆保護者以外の方で、代理人に記入されていない方は、児童を引き取りできません。

引き取った後は、すみやかに帰宅する。

◆原則として、通学路を通ってお帰りください。ただし、ブロック塀、コンクリート塀、橋、川のふちなど、危険と思われる箇所がある場合は、安全な経路を選んでお帰りください。

### その他

- 1 17時の時点で、まだ引き取りの済んでいない児童（残留児童）は、各教室から理科教室へ移動します。それ以後引き取りに来られた方は、理科教室へお越しください。お引き取りいただくまで、学校で保護いたします。
- 2 災害が発生した場合は、学校の電話は緊急連絡用となりますので、学校への不急の電話はできるだけご遠慮ください。
- 3 震度5以上の地震発生においては、学校からのメール等の連絡ができない場合も想定されます。震度5以上の地震が発生した場合は、児童は学校で待機せますので、学校からの連絡がなくても、児童の引き取りをお願いします。